

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会 令和2年度第1回会議次第

日時：令和2年8月4日（火）午後1時～2時30分

場所：静岡県庁別館9階第1特別会議室

1 開 会

- ・挨拶
- ・委員紹介

2 議 事

- 議題1 委員長の選出及び委員長代理の指名
- 議題2 評価委員会運営要綱等について
- 議題3 評価委員会の役割について（報告）
- 議題4 静岡社会健康医学大学院大学及び公立大学法人の概要について（報告）
- 議題5 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学中期目標（骨子案）について

3 閉 会

<配布資料>

- 資料1 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会名簿
- 資料2 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会条例
- 資料3 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会運営要綱(案)
- 資料4 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会傍聴要領(案)
- 資料5 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会の役割
- 資料6 令和2年度開催スケジュール(予定)
- 資料7 静岡社会健康医学大学院大学の概要
- 資料8 静岡社会健康医学大学院大学パンフレット
- 資料9 静岡社会健康医学大学院大学開学スケジュール
- 資料10 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の概要
- 資料11 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学運営組織図(案)
- 資料12 中期目標に盛り込む具体的要素
- 資料13 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学中期目標(骨子案)
- 資料14 地方独立行政法人法(抜粋)

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名
石 卷 幹 子	公認会計士
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、元京都大学副学長 滋賀医科大学名誉教授、前滋賀医科大学学長 (公財) ひと・健康・未来研究財団理事長
中 西 勝 則	(株) 静岡銀行取締役会長 (一社) 静岡県経営者協会会長 (公財) 静岡県産業振興財団理事長
望 月 律 子	常葉大学健康科学部看護学科在宅看護学特任教授 静岡社会健康医学大学院大学 (仮称) 検討委員会委員
山 岡 義 生	京都大学名誉教授 社会医療法人美杉会男山病院名誉院長 地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会委員長

静岡県条例第41号

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第4項の規定に基づき、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、経営、教育研究又は医療に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会条例（令和2年静岡県条例第41号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の招集）

第2条 委員長は、条例第5条第1項の規定に基づき委員会の会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

（会議の公開）

第3条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（傍聴人に対する指示）

第4条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（意見の聴取）

第5条 委員長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めるときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

（臨時委員の配置）

第6条 委員長は、条例第2条第3項の規定に基づき臨時委員を置く必要があると認める場合は、委員会に諮った上で、知事にその旨申し出ることとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月 日から施行する。

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに受付を済ませ、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内での飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会の役割

1 法的位置づけ（地方独立行政法人法第 11 条）

設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、知事の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会を置く。

2 組織及び委員等（公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会条例）

委 員 数	5 人以内<条例 2 条>
構 成	経営、教育研究又は医療に関し学識経験のある者のうちから知事が任命<条例 2 条>
任 期	2 年（再任可）<条例 3 条>
委 員 長	委員の互選によって定める<条例 4 条>

3 所掌事務

各事業年度における業務実績評価	○各事業年度及び中期目標期間に係る業務実績等に関する評価【法 78 の 2】
知事が認可等を行う際の意見	○知事が中期目標を作成・変更する際の意見【法 25③】 ○知事が法人の中期計画を認可・変更認可する際の意見【法 78④】 ○知事が中期目標期間終了時に法人の必要性、組織、業務全般にわたる検討を行う際の意見【法 79 の 2 ②】 ○法人が出資等に係る不要財産の納付、不要財産処分により生じた収入の納付にあたり、知事が認可する際の意見【法 42 の 2 ⑤】 ○法人が重要な財産を処分するにあたり、知事が認可する際の意見【法 44②】
知事への意見の申出	○法人役員の報酬等の支給基準に関する意見の申出【法 56①】

4 中期目標・中期計画・年度計画の概要（別紙 1）

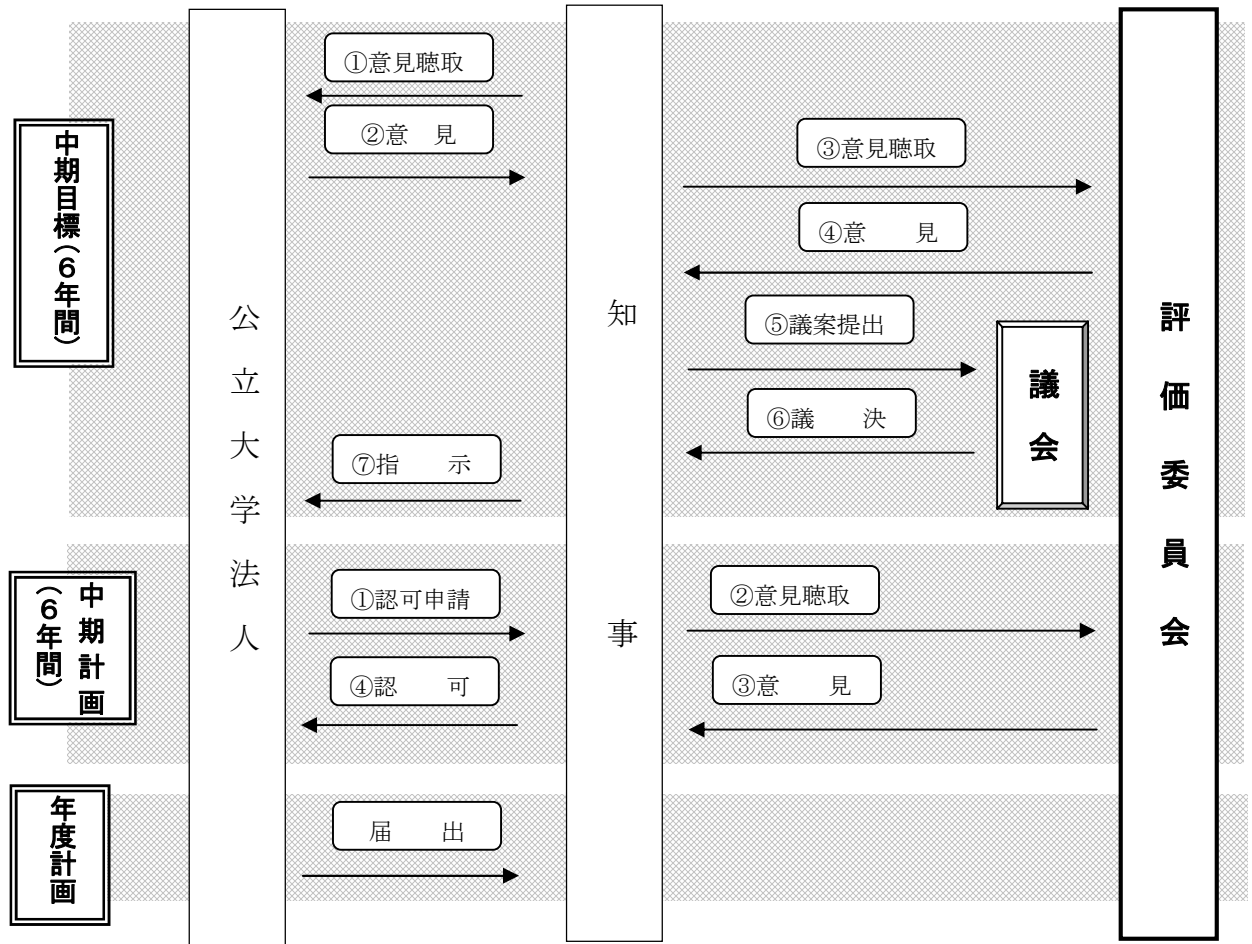
5 公立大学法人における目標・評価制度の概要（別紙 2）

中期目標・中期計画・年度計画の概要

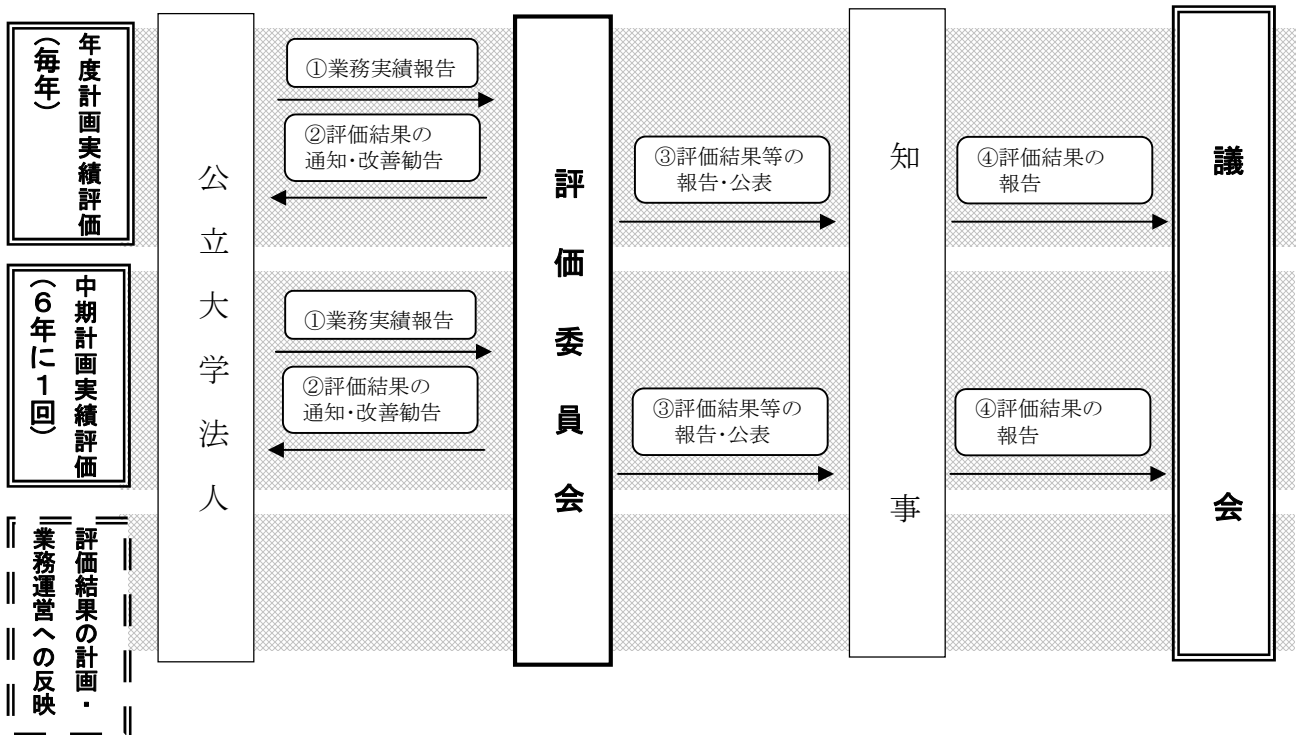
区分	中期目標（6年）	中期計画（6年）	年度計画（1年）
策定者	設立団体の長（知事）	公立大学法人	公立大学法人
性格	<ul style="list-style-type: none"> ・法人が中期計画を策定する際の指針 ・法人の業務の実績を評価する際の基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標を達成するための具体的計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に基づく、事業年度ごとの業務運営の計画
作成手順	<p>あらかじめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の意見を聴き、当該意見に配慮 ・評価委員会の意見を聴く ・議会の議決 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の指示に基づき作成 ・法人が知事に認可申請 ・知事はあらかじめ評価委員会の意見を聴き、認可 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事に届出
記載方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主に大きな方向性を示す内容とし、大学運営の基本的な方針や大学として重点的に取り組む事項等を中心に記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の根拠として必要な事項や法令に定める事項のほか、社会に対する意思表示として可能な限り中期目標を実現するための数値目標や目標時期を含む具体的な内容を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に定めた事項のうち、当該年度に実施すべき内容を記載する。
記載事項（法定）	<ol style="list-style-type: none"> ①中期目標の期間 ②住民に対して提供するサービスその他業務（教育研究）の質の向上 ③業務運営の改善・効率化 ④財務内容の改善 ⑤教育研究・組織運営の状況についての自己点検・評価・情報提供 ⑥その他業務運営に関する重要事項 	<ol style="list-style-type: none"> ①中期目標の②を達成するためとるべき措置 ②中期目標の③を達成するためとるべき措置 ③予算（人件費の見積り含む）、収支計画、資金計画 ④短期借入金の限度額 ⑤重要な財産を譲渡・担保にしようとするときの計画 ⑥剰余金の使途 ⑦県規則で定める事項 <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備に関する計画 ・人事に関する計画 ・積立金の処分にに関する計画 ・その他法人の業務運営に関し必要な事項 	

公立大学法人における目標・評価制度の概要

1 中期目標、中期計画、年度計画



2 業務実績の評価、評価結果に基づく業務運営の改善



令和2年度開催スケジュール（予定）

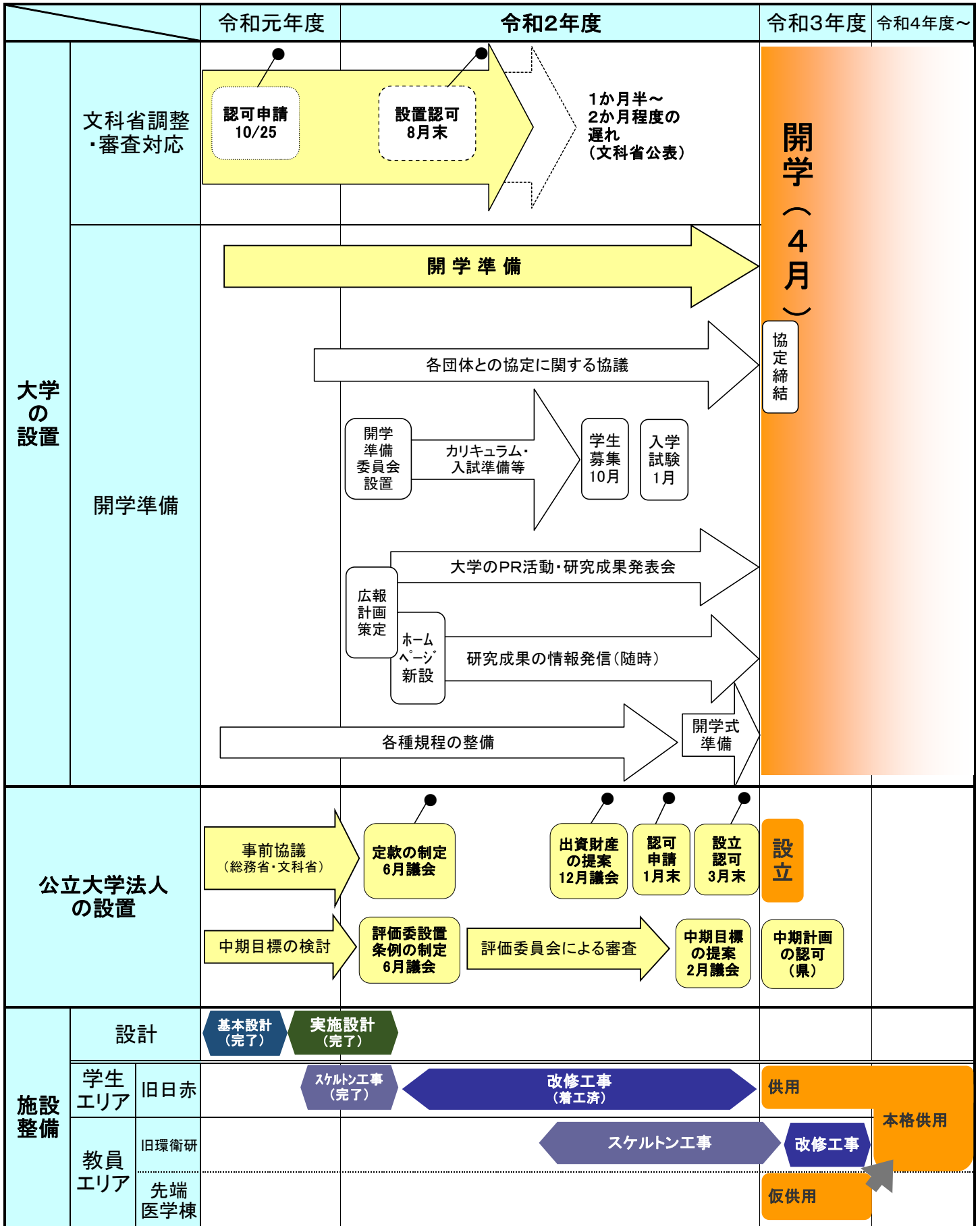
区分	評価委員会	議会ほか
8月	第1回 8月4日（火） 委員長、委員長代理の選出 中期目標（骨子案）について	
9月	第2回 9月15日（火） 中期目標（案）について 中期計画（素案）について	
10月上旬		9月議会厚生委員会 中期目標（案）報告
10月中旬～ 11月中旬		パブリックコメント
12月	第3回 12月1日（火） 中期目標（最終案）について 中期計画（案）について	
12月中旬		12月議会厚生委員会 中期目標（最終案）報告
令和3年 1月		2月議会 中期目標議案提出
2月	第4回 2月8日（月） 中期計画（最終案）について	
4月1日		法人設立 県から法人へ中期目標指示
4月		法人から県へ中期計画認可申請 県認可

静岡社会健康医学大学院大学の概要

区 分	内 容
名 称	(仮称) 静岡社会健康医学大学院大学
学長候補者	宮地 良樹 (みやち よしき) 氏 (社会健康医学大学院大学整備推進顧問、京都大学名誉教授、 県立総合病院リサーチサポートセンター長) ※公立大学法人の理事長を兼務する予定
開学年月日	令和3年4月1日 (予定)
研究科の構成	社会健康医学研究科 社会健康医学専攻 (入学定員10人/収容定員20人)
修業年限	2年
取得学位	修士 (社会健康医学) ※将来的には、より専門的かつ高度な社会健康医学分野の研究者等 の養成を目的として、博士課程の設置を検討
専任教員	21名 (予定)
養成する 人材像	○保健・医療・福祉領域の高度医療専門職 (医師、看護師等) ○健康づくり実務者 (保健師、管理栄養士等)
教育課程	○公衆衛生の5つのコア領域を基盤とした教育 (疫学、医療統計学、 環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学) ○現場での課題解決に役立つ医療ビッグデータ・疫学・ゲノムコホ ートなど最新の知見を活用した研究指導
所在地	静岡市葵区北安東 (旧県赤十字血液センター、旧県環境衛生科学研究所跡地)

静岡社会健康医学大学院大学開学スケジュール

令和2年8月4日現在



公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の概要

1 役員

職名	人数	任期	任命権者
理事長 (学長兼務)	1人	2年以上6年以内で法人規程に定める (最初の学長となる理事長の任期は4年)	知事
副理事長	2人以内	6年以内で理事長が定める	理事長
理事	3人以内	6年以内で理事長が定める	理事長
監事	2人	任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表の承認の日まで	知事

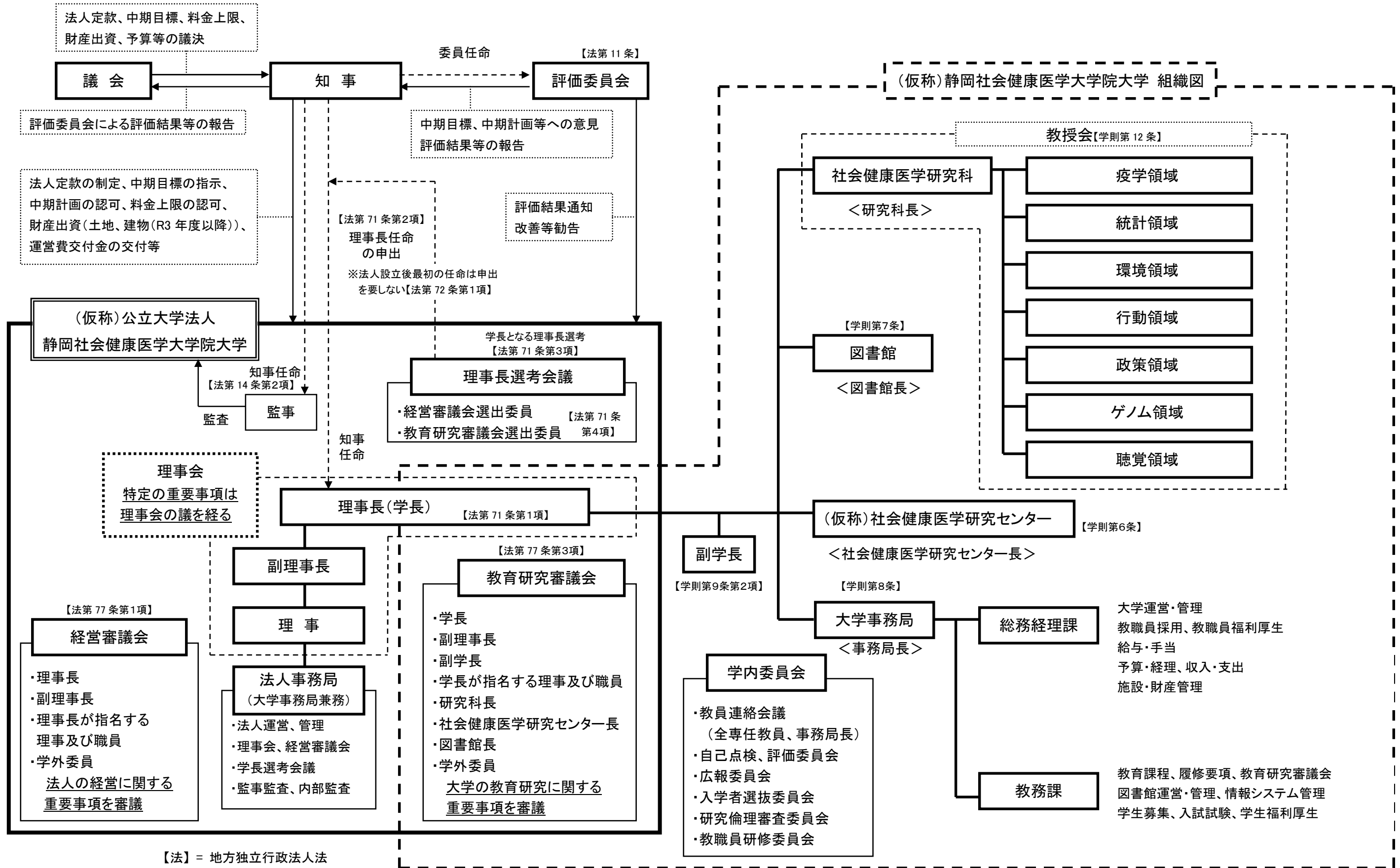
2 法人の組織

区分	役割	構成員
理事会	法人の重要事項に関する議決	理事長、副理事長、理事
経営審議会	法人の経営に関する重要事項の審議	理事長、副理事長、理事長が指名する理事及び職員、学外者
教育研究審議会	法人の教育研究に関する重要事項の審議	理事長、副理事長、理事長が指名する理事及び職員、学外者、教育研究上の重要な組織及び事務組織の長のうち学長が定める者

3 その他

区分	内容
業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の設置、運営 ・学生に対する修学、進路選択等の支援 ・受託研究、共同研究その他教育研究活動の実施 ・大学における研究成果の普及及びその活用促進 ほか
資本金	大学院大学の用に供する土地を県から法人へ出資 (建物については改修工事完了後、令和4年度に出資)

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学 運営組織図(案)



【法】 = 地方独立行政法人法

中期目標に盛り込む具体的要素

1 教育

(1) 修士課程

医療・保健・福祉の現場でその向上に貢献できるプロフェッショナルな人材の育成

(2) 博士課程

社会健康医学をより専門的かつ継続して研究する研究者の育成

2 研究

(1) 社会健康医学研究推進基本計画に基づく 3つの柱の推進

(ア) 医療ビッグデータ

(イ) 疫学

(ウ) ゲノムコホート研究

(2) 地域の課題解決に資する研究

地域立脚型の大学として県内各地域をフィールドとして研究

3 成果の還元

(1) 大学、病院、企業及び関係団体等との連携による成果の具現化

(2) 県や市町に対してシンクタンク機能を発揮し政策提言

4 国際交流

聴覚分野など海外の大学等との交流関係を促進

5 人材の確保

医師少数県の静岡県に有為な人材を確保

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学 中期目標（骨子案）

【全体的な考え方】

社会健康医学研究を長期かつ継続的に推進する「知と人材の拠点」として、定着・発展させるべき目標を定める。

⇒ 社会健康医学研究により得られた成果を還元し、県民の健康寿命の更なる延伸を図る。また、医療現場等で活躍する人材の確保に繋げる。

項 目		内 容
前 文		静岡県において、社会健康医学研究を推進する理由から、静岡社会健康医学大学院大学を設置する意義について記載する。
教育研究等	教 育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会健康医学の学識を社会に還元する人材の育成 ○ 公衆衛生の5つのコア領域の修学を基礎とし、科学的知見を活用し研究成果を現場へ還元できる能力を修得
	研 究	○ 社会健康医学の研究拠点として魅力ある研究環境整備
	成果の還元	○ <u>県や市町の健康増進施策、疾病予防対策のシンクタンク</u>
	国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会健康医学の世界の動向を把握し、大学の教育研究に反映 ○ 大学における教育研究の成果を国内外へ発信
	人材の確保	○ <u>医療や公衆衛生等の現場で活躍する人材の確保</u>
法人経営		○ 理事長（学長）を中心とした効率的で機動的な業務運営
自己点検 情報公開等		○ 自己点検・評価や外部評価の活用による大学運営の改善と充実
その他		○ 情報セキュリティの強化、安全管理、ハラスメントの防止徹底

地方独立行政法人法（抜粋）

（地方独立行政法人評価委員会）

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項(第五十六条第一項において準用する場合を含む。)、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第八十七条の八第四項又は第八十七条の十第四項の規定により設立団体の長に意見を述べること。

二 第七十八条の二第一項の規定により第六十八条第一項に規定する公立大学法人(次号において「公立大学法人」という。)の業務の実績を評価すること。

三 第七十八条の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。

四 第八十八条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

五 第一百十二条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

六 その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会は、前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

4 第二項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（中期目標） → 公立大学法人は特例で「6年間」（第78条）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。
 - 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定

を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

(出資等に係る不要財産の納付等)

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体(次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。)に納付するものとする。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。))がある場合には、その額を除く。)の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。
- 3 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。
- 4 地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであ

るときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかったものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(財産の処分等の制限)

第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(役員報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積

り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

(中期目標等の特例)

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、

その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

(認証評価機関の評価の活用)

第七十九条 評価委員会が公立大学法人について前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。